

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第278回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第278回 食品安全委員会議事概要

■第278回食品安全委員会会合

日時:平成21年3月18日(木)14:00~15:10

場所:食品安全委員会 大会議室

傍聴者数:13名

議事概要:

(1)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物

- ・以下の1)~3)について厚生労働省から説明。
- ・添加物専門調査会で審議することになった。

1)2-エチル5-メチルピラジン

＊ローストナッツ様の加熱香気を有し、緑茶、ポテトチップ等の食品中に存在し、また、アスパラガス、牛肉、豚肉、エビ等の加熱調理及びコーヒー、ピーナッツ、カカオ等の焙煎により生成する成分です。

欧米においては、焼菓子、アイスクリーム、清涼飲料、肉製品等の加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

2)5, 6, 7, 8-テトラヒドロキノキサシン

＊ローストナッツ様の加熱香気を有し、パン、ココア、コーヒー等の食品中に存在し、また、ヘーゼルナッツ、ピーナッツ、ゴマ等の焙煎により生成する成分です。欧米では清涼飲料、スープ類等の加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

3)3-メチル2-ブタノール

＊カラバッシュナツメグ、ぶどう、ムール貝等の食品に含まれている成分です。欧米では焼菓子、清涼飲料、アルコール飲料、冷凍乳製品等、様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されています。

(2)農薬専門調査会における審議状況について

1)「イソチアニル」に関する意見・情報の募集について

- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- ＊殺菌剤で、水稻への新規農薬登録申請がされています。

2)「スピロテトラマト」に関する意見・情報の募集について

- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- ＊殺虫剤で、日本国内における農薬登録はありません。ばれいしょ、はくさい、トマト等へのインポートトレランス(国外で使われる農薬等に係る残留基準)申請がされています。

(3)食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1)トリフルスルフロンメチル

- ・「トリフルスルフロンメチルの一日摂取許容量(ADI)を0.024mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- ＊除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。

2)ピラクロストロビン

- ・「ピラクロストロビンのADIを0.034mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- ＊殺菌剤で、りんご、なし及びはくさいに使用し、かき、うめ及びすももへの適用拡大申請がされています。

3)ボスカリド

- ・ボスカリドのADIを0.044mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- ＊殺菌剤で、ぶどう、りんご、なす等に使用し、ししとう、かき、うめ、すもも等への適用拡大申請ならびにセロリ及び大麦へのインポートトレランス申請がされています。

4)総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2及びG1、G2)

- ・「発がんリスクについては、体重1kgあたり1ng/日の用量で生涯にわたるアフラトキシンB1に経口暴露した時の肝臓癌が生じるリスクとして、B型肝炎ウイルス表面抗原陽性者では0.3人/10万人/年、陰性者では0.01人/10万人/年となる。汚染実態調査の結果、BGグループの汚染率が近年高くなる傾向が見られていることを考慮すると、落花生及び木の実に、発がんリスク及び実行可能性を踏まえて適切に総アフラトキシンの基準値を設定する必要がある。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知されることとなった。
- ＊真菌が産生するかび毒であり、特にB1は強い発がん性を有するとされています。

(4)食品安全委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等、並びに動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについて

・原案のとおり、決定された。また、現在、適用拡大のために評価依頼が行われている農薬であって、農薬専門調査会で未審議の5品目については、本取り決めにに基づき、廣瀬委員及び長尾委員を中心に、新たに追加されたデータを確認し、安全性が懸念される科学的知見があるかを検討することとなった。

(5) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件について

・「オクラトキシンA」、「デオキシニバレンール及びニバレンール」並びに「食品中のヒ素」の3案件が自ら評価案件として決定された。

(6) 食品安全モニターからの報告(平成21年1月分)について

・1月中に報告された47件について事務局から報告。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー